

平成19年 No.31

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程等の一部を改正する規程

改正理由

附属養護学校の名称変更及び附属国際中等教育学校の設置に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

附属養護学校の名称変更及び附属国際中等教育学校の設置（学則の一部改正（平成19年学則第3号）（平成19年4月4日教育研究評議会 審議承認））に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理する。なお、本件については、4月4日開催の教育研究評議会にて報告を行った。

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成19年4月5日

東京学芸大学長

鷲山恭彦

平成19年規程第19号

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年規程第7号）
- (2) 東京学芸大学附属学校授業料免除及び徴収猶予取扱規程（平成17年規程第8号）
- (3) 東京学芸大学附属学校入学料免除及び徴収猶予取扱規程（平成17年規程第9号）

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正について

改正理由：附属養護学校の名称変更及び附属国際中等教育学校の設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行																																																										
<p>〔省略〕</p> <p>(保護管理者)</p> <p>第4条 各部署等に、個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置き、当該部署の長（附属幼稚園竹早園舎にあつては、主事）をもって充てる。</p> <p>2 保護管理者は、当該部署等における保有個人情報を適切に管理する。</p> <p>(保護担当者)</p> <p>第5条 各部署等に、別表に定める個人情報保護担当者（以下「保護担当者」という。）を置く。</p> <p>2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、各部署等における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表（第5条第1項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 局 等</th> <th style="text-align: center;">保 護 担 当 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> </tr> <tr> <td>附属世田谷小学校</td> <td>副校長</td> </tr> <tr> <td>附属小金井小学校</td> <td>副校長</td> </tr> <tr> <td>附属大泉小学校</td> <td>副校長</td> </tr> <tr> <td>附属竹早小学校</td> <td>副校長</td> </tr> <tr> <td>附属世田谷中学校</td> <td>副校長</td> </tr> <tr> <td>附属小金井中学校</td> <td>副校長</td> </tr> <tr> <td>附属竹早中学校</td> <td>副校長</td> </tr> <tr> <td>附属高等学校</td> <td>副校長</td> </tr> <tr> <td><u>附属国際中等教育学校</u></td> <td><u>副校長</u></td> </tr> <tr> <td><u>附属特別支援学校</u></td> <td>副校長</td> </tr> <tr> <td>附属幼稚園小金井園舎</td> <td>副園長</td> </tr> <tr> <td>附属幼稚園竹早園舎</td> <td>教務主任</td> </tr> </tbody> </table>	部 局 等	保 護 担 当 者	〔省略〕	〔省略〕	附属世田谷小学校	副校長	附属小金井小学校	副校長	附属大泉小学校	副校長	附属竹早小学校	副校長	附属世田谷中学校	副校長	附属小金井中学校	副校長	附属竹早中学校	副校長	附属高等学校	副校長	<u>附属国際中等教育学校</u>	<u>副校長</u>	<u>附属特別支援学校</u>	副校長	附属幼稚園小金井園舎	副園長	附属幼稚園竹早園舎	教務主任	<p>〔省略〕</p> <p>(保護管理者)</p> <p>第4条 各部署等に、個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置き、当該部署の長（<u>附属高等学校大泉校舎</u>及び附属幼稚園竹早園舎にあつては、主事）をもって充てる。</p> <p>2 保護管理者は、当該部署等における保有個人情報を適切に管理する。</p> <p>(保護担当者)</p> <p>第5条 各部署等に、別表に定める個人情報保護担当者（以下「保護担当者」という。）を置く。</p> <p>2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、各部署等における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表（第5条第1項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 局 等</th> <th style="text-align: center;">保 護 担 当 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> </tr> <tr> <td>附属世田谷小学校</td> <td>副校長</td> </tr> <tr> <td>附属小金井小学校</td> <td>副校長</td> </tr> <tr> <td>附属大泉小学校</td> <td>副校長</td> </tr> <tr> <td>附属竹早小学校</td> <td>副校長</td> </tr> <tr> <td>附属世田谷中学校</td> <td>副校長</td> </tr> <tr> <td>附属小金井中学校</td> <td>副校長</td> </tr> <tr> <td><u>附属大泉中学校</u></td> <td><u>副校長</u></td> </tr> <tr> <td>附属竹早中学校</td> <td>副校長</td> </tr> <tr> <td>附属高等学校</td> <td>副校長</td> </tr> <tr> <td><u>附属高等学校大泉校舎</u></td> <td><u>副校長</u></td> </tr> <tr> <td><u>附属養護学校</u></td> <td>副校長</td> </tr> <tr> <td>附属幼稚園小金井園舎</td> <td>副園長</td> </tr> <tr> <td>附属幼稚園竹早園舎</td> <td>教務主任</td> </tr> </tbody> </table>	部 局 等	保 護 担 当 者	〔省略〕	〔省略〕	附属世田谷小学校	副校長	附属小金井小学校	副校長	附属大泉小学校	副校長	附属竹早小学校	副校長	附属世田谷中学校	副校長	附属小金井中学校	副校長	<u>附属大泉中学校</u>	<u>副校長</u>	附属竹早中学校	副校長	附属高等学校	副校長	<u>附属高等学校大泉校舎</u>	<u>副校長</u>	<u>附属養護学校</u>	副校長	附属幼稚園小金井園舎	副園長	附属幼稚園竹早園舎	教務主任
部 局 等	保 護 担 当 者																																																										
〔省略〕	〔省略〕																																																										
附属世田谷小学校	副校長																																																										
附属小金井小学校	副校長																																																										
附属大泉小学校	副校長																																																										
附属竹早小学校	副校長																																																										
附属世田谷中学校	副校長																																																										
附属小金井中学校	副校長																																																										
附属竹早中学校	副校長																																																										
附属高等学校	副校長																																																										
<u>附属国際中等教育学校</u>	<u>副校長</u>																																																										
<u>附属特別支援学校</u>	副校長																																																										
附属幼稚園小金井園舎	副園長																																																										
附属幼稚園竹早園舎	教務主任																																																										
部 局 等	保 護 担 当 者																																																										
〔省略〕	〔省略〕																																																										
附属世田谷小学校	副校長																																																										
附属小金井小学校	副校長																																																										
附属大泉小学校	副校長																																																										
附属竹早小学校	副校長																																																										
附属世田谷中学校	副校長																																																										
附属小金井中学校	副校長																																																										
<u>附属大泉中学校</u>	<u>副校長</u>																																																										
附属竹早中学校	副校長																																																										
附属高等学校	副校長																																																										
<u>附属高等学校大泉校舎</u>	<u>副校長</u>																																																										
<u>附属養護学校</u>	副校長																																																										
附属幼稚園小金井園舎	副園長																																																										
附属幼稚園竹早園舎	教務主任																																																										

様式第1～様式第22 〔省略〕

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月5日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 附属国際中等教育学校の保護管理者及び保護担当者は、附属大泉中学校及び附属高等学校大泉校舎の保護管理者及び保護担当者の地位を承継するものとする。

様式第1～様式第22 〔省略〕

東京学芸大学附属学校授業料免除及び徴収猶予取扱規程の一部改正について

改正理由：附属養護学校の名称変更及び附属国際中等教育学校の設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学附属高等学校、<u>附属国際中等教育学校の後期課程</u>、<u>附属特別支援学校</u>の高等部及び幼稚部並びに附属幼稚園（以下「附属学校」という。）の授業料又は保育料（以下「授業料」という。）の免除及び徴収猶予の取扱いについては、他に特別な定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>[省略]</p> <p>(免除の除外)</p> <p>第4条 附属学校のうち、附属高等学校、<u>附属国際中等教育学校の後期課程</u>及び<u>附属特別支援学校</u>の高等部にあつては、修業年限を超えて在籍する生徒に対しては、病気、留学等特別な事由があると学長が認める場合を除き、原則として授業料の免除は行わない。</p> <p>[省略]</p> <p>(許可)</p> <p>第6条 第2条第1項各号の規定による授業料の免除は、当該附属学校で申請理由、生徒等の就学状態及び家計状況等を総合的に判定し、適当と認められる場合には、附属学校運営会議（以下「運営会議」という。）の議を経て、学長がこれを許可する。ただし、附属高等学校及び<u>附属国際中等教育学校の後期課程</u>にあつては、第2条第1項第1号の規定による授業料の免除は、学業優秀と認められる場合に限るものとする。</p> <p>2 家計及び学業成績の判定基準は、運営会議の議を経て、学長が別に定める。ただし、学業成績の判定基準は、校長の意見を聴いて定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(許可)</p> <p>第11条 第8条各号の規定による授業料の徴収猶予又は第9条の規定による分納は、当該附属学校で申請理由、生徒等の就学状態及び家計状況等を総合的に判定し、適当と認められる場合には、運営会議の議を経て、学長がこれを許可する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学附属高等学校、<u>附属養護学校</u>の高等部及び幼稚部並びに附属幼稚園（以下「附属学校」という。）の授業料又は保育料（以下「授業料」という。）の免除及び徴収猶予の取扱いについては、他に特別な定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>[省略]</p> <p>(免除の除外)</p> <p>第4条 附属学校のうち、附属高等学校及び<u>附属養護学校</u>高等部にあつては、修業年限を超えて在籍する生徒に対しては、病気、留学等特別な事由があると学長が認める場合を除き、原則として授業料の免除は行わない。</p> <p>[省略]</p> <p>(許可)</p> <p>第6条 第2条第1項各号の規定による授業料の免除は、当該附属学校で申請理由、生徒等の就学状態及び家計状況等を総合的に判定し、適当と認められる場合には、附属学校運営会議（以下「運営会議」という。）の議を経て、学長がこれを許可する。ただし、附属高等学校にあつては、第2条第1項第1号の規定による授業料の免除は、学業優秀と認められる場合に限るものとする。</p> <p>2 家計及び学業成績の判定基準は、運営会議の議を経て、学長が別に定める。ただし、学業成績の判定基準は、校長の意見を聴いて定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(許可)</p> <p>第11条 第8条各号の規定による授業料の徴収猶予又は第9条の規定による分納は、当該附属学校で申請理由、生徒等の就学状態及び家計状況等を総合的に判定し、適当と認められる場合には、運営会議の議を経て、学長がこれを許可する。</p>

ただし、附属高等学校及び附属国際中等教育学校の後期課程にあつては、第8条第1号の規定による授業料の徴収猶予又は分納は、学業優秀と認められる場合に限るものとする。

2 家計及び学業成績の判定基準は、第6条第2項の規定を適用する。

[省略]

附 則

この規程は、平成19年4月5日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

ただし、附属高等学校にあつては、第8条第1号の規定による授業料の徴収猶予又は分納は、学業優秀と認められる場合に限るものとする。

2 家計及び学業成績の判定基準は、第6条第2項の規定を適用する。

[省略]

東京学芸大学附属学校入学料免除及び徴収猶予取扱規程の一部改正について

改正理由：附属養護学校の名称変更及び附属国際中等教育学校の設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学附属高等学校、<u>附属国際中等教育学校の後期課程並びに附属特別支援学校の高等部及び幼稚部</u>（以下「附属学校」という。）の入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、他に特別の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成19年4月5日から施行し、平成19年4月1日から適用する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学附属高等学校並びに<u>附属養護学校の高等部及び幼稚部</u>（以下「附属学校」という。）の入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、他に特別の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>[省略]</p>